

公募型プロポーザル説明書

1 業務概要

(1) 業務の目的

県外から県内市町への若者の定着・回帰につながる実効性の高い市町事業を創り出すため、対象市町の現状把握・分析から事業アイデア創出に至る一連の施策形成プロセスのオーダーメイド型の伴走支援を行う。

(2) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和8年9月30日まで

(地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定に基づき債務負担行為を設定している)

(4) 予算上限額

令和7年度 14,376千円(消費税及び地方消費税を含む)

令和8年度 14,750千円(消費税及び地方消費税を含む)

2 注意事項

(1) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書

ア 提出期限

令和7年10月15日(水) 午後5時【必着】

イ 提出書類

公募型プロポーザル参加希望者は公告で定める公募型プロポーザル参加資格要件に応じ、次に掲げる必要な書類を申請書に添付しなければならない。ただし、令和7年～9年物品・委託役務競争入札参加資格者名簿に登録されている場合にあっては、(エ)～(キ)の提出は求めない。

企業グループで参加する場合は、(カ)グループ構成書【様式4】及び(キ)委任状【様式5】を併せて提出すること。

(7) 参加資格確認申請書	【様式1】
(イ) 会社概要説明書	【様式2】
(ウ) 電子データの保存等に関する申出書	【様式3】
(エ) 登記事項証明書	法務局が発行する履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書(発行日が申請日から3か月以内のもの、写し可)
(オ) 財務諸表(直前1年分)	貸借対照表及び損益計算書(写し可) ※ 株主総会等で確定したものを提出してください(確定していなければ1期前のもの)。 ※ 連結財務諸表を作成している場合でも、申請する法人の個別財務諸表を提出してください。 ※ 決算期の変更等により直前の財務諸表が1年分に満たない場合

	は、1期前のものも提出してください。
(カ) 広島県の納税証明書	「広島県税、特別法人事業税及び地方法人特別税について未納がないこと」を証した書面（発行日が申請日から3か月以内のもの） ※ 納税の猶予の特例を受けている場合には、「納税証明書」に代えて「徴収猶予通知書の写し」又は「県税に関する証明書」を提出してください。 ※ 課税されていない場合又は新設の場合も提出してください。 ※ 県外事業者で、広島県内に事業所等がないなどの理由により、納税義務がない場合は不要です。
(キ) 消費税及び地方消費税（国税）の納税証明書	管轄の税務署が発行する消費税及び地方消費税について未納がないことを証明する「納税証明書その3、その3の3」のいずれか（発行日が申請日から3か月以内のもの） ※ 課税されていない場合又は新設の場合も提出してください。 ※ 消費税の免税業者であっても納税証明書は発行されます。
(ク) グループ構成書	【様式4】
(ケ) 委任状	【様式5】

ウ 提出方法

持参、郵便等又は電子メールによる。郵便等による提出は、一般書留郵便、簡易書留郵便及び一般信書便事業者又は特定信書便事業者の提供するサービスでこれらに準じるものに限る（民間宅配事業者のいわゆる「メール便」はこれに当たらない）。電子メールの場合は、件名を「(社名) 若者の定着・回帰に向けた市町施策形成支援業務公募型プロポーザル参加資格確認申請」とし、送信後、電話で受信の確認を行うこと。

エ 提出先

〒730-8511 広島市中区基町10番52号
 広島県地域政策局市町行財政課市町連携推進担当
 (広島県庁南館2階)
 電話 082-513-2614(ダイヤルイン)
 メールアドレス chi-renkei@pref.hiroshima.lg.jp

(2) 公募型プロポーザルの説明会の実施

当該公募型プロポーザルに係る説明会を次のとおり実施する。

また、説明会の参加を希望する者は、電子メールより【様式6】を提出すること。

ア 参加申出期限

令和7年10月3日（金） 午後5時【必着】

イ 参加申出方法

電子メール

送付先：chi-renkei@pref.hiroshima.lg.jp

件名は「(社名) 若者の定着・回帰に向けた市町施策形成支援業務公募型プロポーザル説明会への参加」とし、送信後、電話で受信の確認を行うこと。

ウ 説明会開催日

令和7年10月6日（月）

エ 説明会開催方法

オンライン（Zoom）

(3) 仕様書等に対する質問書について提出期限

ア 提出期限

令和7年10月23日（木） 午後5時【必着】

イ 提出方法

電子メールにより【様式7】を提出すること。なお、電子メールの件名は「若者の定着・回帰に向けた市町施策形成支援業務仕様書についての質問」とし、送信後、電話で受信の確認を行うこと。

ウ 提出先

上記（1）エのメールアドレスのとおり

(4) 上記（2）に対する回答日等

令和7年10月24日（木）に、公募型プロポーザル参加者全員にメールにより回答する。ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体の提案内容に密接に関わるものについては、質問者にのみ回答する。

(5) 提案書提出場所及び期限

ア 提出期限

令和7年10月28日（火） 午後5時【必着】

イ 提出書類

別紙「若者の定着・回帰に向けた市町施策形成支援業務企画提案書作成要領」のとおり

ウ 提出方法

持参又は郵便等による。ただし、郵便等による場合は、上記アの期限までに必着することとする。郵送の場合は、郵送後、電話にて受領の確認を行うこと。

エ 提出先

上記2（1）エのとおり

オ その他

(ア) 提出された提案書は返却しない。

(イ) 提出した提案書を取り下げる場合は、速やかに「取下げ願い書」【様式8】を提出すること。提案書の提出後、契約締結までの間に参加資格を満たさなくなった場合も同様とする。
なお、取下げ願い書の提出があった場合にも提出された書類は返却しない。

(ウ) 提出期限までに提案書を提出しない者は辞退したものとみなす。

(エ) 提案書の再提出は、提出期限内に限り認める。なお、部分的な差替えは認めない。

(オ) 提案書は、本業務受託候補者の選考以外に提案書の提出者に無断で使用しないものとする。
ただし、広島県情報公開条例に基づく公開、又は最優秀提案者の提案書の公開に関しては使用することがある。

(6) 提案書に関する審査

審査は、第1次審査を書面で行い、その中から高得点を獲得した提案者5者について第2次審査をプレゼンテーションにて行い、選定委員会の審査により最も高い評価値を得たものを最優秀提案者として決定する。第2次審査は第1次審査の得点を持ち越さない。

なお、提案者が5者を超えない場合は、第1次審査を実施しない。

① 第1次審査実施予定日：令和7年10月29日（水）※応募者の対応は不要

② 第2次審査実施予定日：令和7年10月29日（水）～11月5日（水）のうち県が指定する日時
時 間：1提案者当たりの説明時間は30分以内を予定し、内訳は次のとおりとする。

プレゼンテーション：20分以内

質疑応答：10分以内

方 法：オンライン（URLは別途通知）

出席者：審査への参加は3名までとし、主たる説明者は当該業務を実施する際の総括責任
予定者とする。

その他：プレゼンテーションの内容は、提出した提案書の内容とする。

結果通知日：令和7年11月5日（水）

(7) 最優秀提案者として選定されなかった者に対する理由説明等について

ア 最優秀提案者として選定されなかった者に対しては、その旨を電子メールにより通知する。

イ 上記の通知を受けた者は、広島県地域政策局市町行財政課市町連携推進担当に対してその理由説明を求めることができる。

ウ この説明を求める場合は、令和7年11月10日（月）午後5時までに、その旨を記載した書類を提出すること。

エ 上記に対する回答は、令和7年11月11日（火）までに、書面により行う。

(8) 支払条件について

年度ごとの業務完了後の一括払いとする。

(9) 手続において使用する言語及び通貨について

日本語及び日本国通貨に限る。

(10) 参加者の負担について

公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。

(11) 書類への虚偽記載について

公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書に虚偽の記載をした場合には、提出された公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書を無効とするとともに、指名除外の措置を行うことがある。

4 契約事項

(1) 公募型プロポーザルに関する要領

物品調達・委託役務業務公募型プロポーザル事務処理要領に基づき執行する。

(2) 契約事項に関する規則

広島県会計規則及び広島県契約規則に基づき執行する。

(3) 契約保証金

公告に定めるとおり

(4) 地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約

適用なし

5 添付書類

(1) 公告の写し

(2) 契約書（案）

(3) 仕様書

(4) 企画提案書作成要領

(5) 提案書評価基準

(6) 様式類

【様式1】公募型プロポーザル参加資格確認申請書

【様式2】会社概要説明書

【様式3】電子データの保存等に関する申出書

【様式4】グループ構成書

【様式5】委任状

【様式6】公募型プロポーザル説明会参加申込書

【様式7】仕様書等に対する質問書

【様式8】取り下げ願い書

【問い合わせ先】

広島県地域政策局市町行財政課市町連携推進担当

担当 平井・高川

電話 082-513-2614（ダイヤルイン）